三　配偶者の氏名に変更があつたとき
四　配偶者を有するに至つたとき又は配偶者を有しない者となるに至つたとき

2　市町村長は、前項各号の規定に基づき届け出られるべき書類の内容を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

3　［略］

（住所変更等の届出）

第六条　［略］

［2・3　略］

4　一般受給者は、配偶者の住所に変更があつたときは、十四日以内に、様式第八号による届書を市町村長に提出しなければならない。

5　市町村長は、第二項又は第四項の規定に基づき届け出られるべき書類の内容を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

6　［略］

（被用者又は被用者等でない者の別の変更の届出）

第六条の二　一般受給者（公務員（法第十七条第一項に規定する公務員をいう。以下同じ。）でない者に限る。）は、被用者又は被用者等でない者（法第十八条第三項に規定する被用者等でない者をいう。）の別に変更があつたときは、速やかに、様式第八号による届書を市町村長に提出しなければならない。

2　市町村長は、前項の規定に基づき届け出られるべき書類の内容を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

（住民基本台帳法による届出）

第八条　住民基本台帳法第二十三条又は第二十四条の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十九条の二の規定による附記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第六条第一項若しくは第六項（同項第二号に該当する場合に限る。）又は前条の規定による届出があつたものとみなす。

（公務員に関する特例）

第十二条　公務員についてこの省令を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	
第一条の四第二項第八号	一般受給資格者（未成年後見人であり、かつ、法人である場合を除く。）又はその配偶者（法第四条第三項の規定を適用しないこととした場合に法第四条第一項第一号に該当することとなる者に限る。以下同じ。）がその年（一月から五月までの月分の児童手当については、前年とする。）の一月一日に	公務員である一般受給資格者又はその配偶者

［号を加える。］

［項を加える。］

2　［同上］

（住所変更等の届出）

第六条　［同上］

［2・3　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

4　［同上］

［条を加える。］

（住民基本台帳法による届出）

第八条　住民基本台帳法第二十三条又は第二十四条の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十九条の二の規定による附記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第六条第一項若しくは第四項（同項第二号に該当する場合に限る。）又は前条の規定による届出があつたものとみなす。

（公務員に関する特例）

第十二条　公務員（法第十七条第一項に規定する公務員をいう。以下同じ。）についてこの省令を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［同上］	
第一条の四第二項第八号	一般受給資格者（未成年後見人であり、かつ、法人である場合を除く。）がその年（一月から五月までの月分の児童手当については、前年とする。）の一月一日において住所地の市町村の区域内に住所を有しなかつたときは、一般受給資格者	公務員である一般受給資格者